

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（平成15年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業名	工種	分担金の上限額
中山間地域総合整備事業	モノレール	事業費の7.5%に相当する額
水利施設等保全高度化事業	区画整理	事業費の5%に相当する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。